

○高圧ガス製造許可申請（冷凍則）

根拠法令

- ・法第5条第1項第2号 冷凍則第3条

適用

- ・1日の冷凍能力が
 - 冷媒ガスがフルオロカーボン及びアンモニアの場合 50トン以上（施行令第4条）
 - 冷媒ガスが上記以外の場合 20トン以上となる冷凍設備を使用して高圧ガスを製造する者。

必要書類

1. 高圧ガス製造許可申請書（冷凍則様式第1）
2. 製造計画書（記載すべき事項及び添付すべき図面）
 - （1）製造の目的
 - （2）製造設備の種類
 - （3）1日の冷凍能力（第5条に規定する算定基準によるものをいう。）
 - （4）圧縮機の性能
 - （5）法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項
 - （6）移設等に係る冷凍設備にあつては、当該設備の使用の経歴及び保管状態の記録（添付すべき書面又は図面）
 - ①事業所全体平面図
 - ②製造工程の概要を説明した書面及び図面
 - ③フローシート又は配管図
 - ④高圧ガス製造施設配置図
 - ⑤機器等一覧表
 - ⑥処理・貯蔵能力計算書
 - ⑦高圧ガス設備（特定設備，指定設備及び大臣認定品を除く。）の強度計算書
 - ⑧耐震設計構造物に係る計算書
 - ⑨高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
 - ⑩上記①～⑨に掲げるもののほか、製造施設に応じて、法第8条第1号及び第2号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
3. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）
4. 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）